

令和5年度 福岡支部事業実施結果について

令和5年度 福岡支部重点施策

分野	令和5年度 重点施策						担当グループ	該当ページ	
者 機 能 関 係 保 険 基 盤	1	効果的なレセプト内容点検の推進						レセプト	3
	2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進						レセプト	4
	3	柔道整復施術療養費等の照会業務等の強化						業務	5
戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び 特定保健指導の推進	1	健診	1 被保険者 (生活習慣病予防健診)	保健	6
						2 被保険者 (事業者健診データ取得)	保健	6	
						3 被扶養者 (特定健診)	保健	6	
			2	保健指導	1 被保険者	保健	6		
				2 被扶養者	保健	6			
			2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施					
	3	コラボヘルスの推進						企画総務	8
	5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化						企画総務	9
	6	加入者等の理解促進（広報活動）						企画総務	10
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）						企画総務	11
8	地域の医療提供体制への働きかけ						企画総務	12	

自己評価一覧

項番	令和5年度 福岡支部の重点施策	自己評価
1	効果的なレセプト内容点検の推進	S
2	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	B
3	柔道整復施術療養費等の照会業務等の強化	A
4-1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	B
4-2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	B
4-3	コラボヘルスの推進	B
5	医薬品の適正使用を通じた医療費適正化	A
6	加入者等の理解促進（広報活動）	B
7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	A
8	地域の医療提供体制への働きかけ	B

「自己評価」について

令和5年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

【事業内容】

- 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- システムを活用した効率的な点検の実施及び支払基金との連携。

※内容点検：診療内容の点検

【K P I】内容点検査定率 前年度（0.339%）以上

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数（協会＋支払基金）の割合

【K P I】再審査レセプト1件当たり査定額 前年度（5,702円）以上

実施結果

◆ 内容点検査定率：**0.418%**（協会0.160% 基金0.258%）

◆ 再審査レセプト1件当たり査定額：**7,558円**

- 効果的かつ効率的なレセプト点検
 - ・自動点検マスタ、汎用任意テンプレートのメンテナンスを実施した。
 - ・再審査結果データの分析と点検員への提供を実施した。
- 点検員のスキルアップ
 - ・点検員個々の実情に応じた面談指導を実施した。 ・審査医師、外部講師による研修を実施した。
- 支払基金との連携
 - ・毎月の定例協議により疑義及び支部間差異の解消に努めた。

今後の見通し

- 今後さらに効率的・効果的な点検を推進していくため、令和5年度の取組の評価・検証をしっかりと行い、課題の洗い出しと改善に向けた具体的な取組を掲げ着実に実施していく。

レセプト内容点検推進に向けた各取組が実を結び、査定率・査定金額ともに前年を大きく上回った。点検員全員が目標達成に向け工夫や努力を重ねたことはもちろん、職員がデータ分析を行い、有益なデータをタイムリーに点検員に提供したこと、また、基金協議において査定に関する交渉や疑義の解消を迅速に行った結果であると考える。

自己評価：S

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

【事業内容】

- 保険証回収 …… 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 …… 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】 保険証回収率 前年度（83.95%）以上 ※資格喪失後1か月以内の回収率
【K P I】 返納金債権回収率 前年度（36.23%）以上 ※返納金は資格喪失後受診に係る債権

実施結果

◆ 保険証回収率：82.54%

- 保険証早期返納を広報誌等への掲載等により周知した。
- 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書および電話催告を実施した。
- 資格喪失時に保険証が添付されていない件数の多い事業所に対し、文書および電話催告を実施した。
- 福岡県社会保険労務士会に対し、保険証早期返納に係る周知広報の協力を依頼した。

◆ 返納金債権回収率：52.74%

- 電話番号が判明している債務者に対して納付期限前に電話催告し、早期回収に努めた。
- 国民健康保険等との保険者間調整を積極的に実施し、返納金債権回収率の向上に努めた。

今後の見通し

- マイナ保険証への迅速な情報連携を推進するため、資格関係届の速やかな提出を促すための周知を事業所へ行う。
- 債権の管理・回収を徹底し、最終催告・電話催告・法的手続き・保険者間調整を効果的に利活用する。
- 電話番号不明者については、定期文書催告を漏れなく実施するとともに、住所不明者の住所調査を定期的実施し、催告文書を確実に送達する。

保険証の回収率について、事業所や加入者への積極的な広報、早期回収のための文書・電話催告を実施したが、KPIの達成に至らなかった。また、返納金債権の回収については、高額債権を中心に、電話による債務者への早期アプローチおよび保険者間調整を活用することにより早期回収に努め、KPIを達成した。

自己評価：B

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務等の強化

【事業内容】

- 適正受診の促進
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。

【K P I】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について前年度（1.13%）以下

実施結果

◆ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数） 1.08%

- 「協会けんぽふくおかだより」に適正受診の記事を掲載した。また、適正受診の促進に向けて、3部位かつ5日以上施術対象者、頻回施術対象者、長期施術対象者に対し、適正受診を促すチラシを同封し患者照会を実施した（請求件数に対する照会割合:4.16%、全国3位）。
- 申請内容に疑義のある施術管理者に対し面接確認を実施したほか、厚生局への情報提供を行った。また、部位転がしの疑いや頻回受診等、施術所ごとに違う視点での注意喚起文書を177件送付した結果、137件の施術所に改善がみられた。

今後の見通し

- 引き続き、主に3部位かつ5日以上施術対象者に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者、部位転がしの疑いにかかる照会も行い、適正受診について周知を図る。
- 柔整審査会では審査観点を増やし、疑義があると判断した施術所へは注意喚起文書を送付するとともに、不正の疑い等のある施術管理者については面接確認や厚生局への情報提供を積極的に行い、更なる適正化を目指す。

全申請件数は前年度比で横ばいであったが、K P Iの対象である3部位かつ月15日以上施術の申請件数は減少した。

複数月の申請傾向を踏まえた施術管理者への注意喚起文書の送付、不正疑いのある施術所への面接確認の実施、前年度を上回る患者照会（適正受診チラシ同封）を行ったこと等によりK P Iを達成した。

自己評価：A

4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施及び協会主催の集団健診（被扶養者）等
- 特定保健指導の推進
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【K P I】生活習慣病予防健診実施率 61.8%以上、事業者健診データ取得率 12.5%以上、特定健康診査実施率 29.8%以上

【K P I】特定保健指導実施率 被保険者32.2%以上、被扶養者22.2%以上

実施結果

	対象者	実施人数 (年度見込)	前年度比	実施率	主な取り組み	
生活習慣病予防健診	被保険者	432,692	103.4%	57.5%	・ 25会場で集団健診実施（延べ56日間） ・ 健診実施機関の実施計画に基づく進捗管理 ・ 個別受診勧奨の実施（50,000件）	
		67,883	100.5%	9.0%	・ 福岡県・労働局との連名文書送付による新規同意書取得898事業所（前年度比109.8%） ・ 同意済事業所分のデータについて、外部委託の活用により健診実施機関・事業所より取得	
特定健康診査	被扶養者	46,592	102.0%	25.3%	・ 市町村との連携によるがん検診との同時実施を59市町村において実施（延べ502日間） ・ ショッピングモール等での集団健診実施（延べ158日間） ・ 個別受診勧奨の実施（63,939件）	
特定保健指導	被保険者	初回	30,812	107.8%	33.2%	<被保険者> ・ 協会保健師等による初回面談と専門機関による継続支援 ・ 既契約機関への訪問による実施体制強化の働きかけ ・ 専門機関への外部委託による遠隔面談の実施 <被扶養者> ・ 健診実施機関による集団健診当日の特定保健指導の実施
		評価	22,081	113.2%	23.8%	
	被扶養者	初回	904	112.2%	23.5%	
		評価	636	95.2%	16.5%	
	合計	評価	22,717	112.6%	23.5%	

今後の見通し

- 健診について、被保険者は前年度に引き続き、自己負担額の引下げ及び報奨金事業の導入による効果と令和6年度から実施される付加健診の対象年齢拡大を活用した勧奨を行い、受診者数を増加させる。また、事業者健診データ提供の同意事業所の増加及び当該事業所分を早期に取得する。被扶養者は、市町村と共催でがん検診を同時受診できる集団健診（コラボ健診）のほか、協会主催の集団健診（まちなか健診）において、加入者のニーズに合ったオプション検査を設定することで実施人数を増加させる。
- 特定保健指導について、被保険者は、外部委託機関に対し令和5年度に引き続き健診当日の初回面談推進のための働きかけを行う。また、第4期の特定保健指導にアウトカム指標が導入されたことを踏まえ、成果（腹囲2cm・体重2kg減の達成）を重視した特定保健指導を推進する。被扶養者は、集団健診当日の初回面談をより推進し実施人数の拡大を図る。

健診実施率向上に向けて、実施機関等への個別の働きかけやデータ取得にかかる再勧奨を行い、また、市町村との共催による集団健診の実施も拡大した。K P Iの達成には至らなかったものの、受診者数は令和4年度の実績を上回った。

特定保健指導実施率向上に向けて、特定保健指導実施機関のヒアリングやワーキングでの当日初回面談を推進した。KPIの達成には至らなかったものの、初回面談・評価ともに実施件数は令和4年度の実績を上回った。

自己評価：B

4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。
(受診勧奨対象者見込み18,700人に対して医療機関受診者目標：2,450人⇒13.1%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取組を拡大・継続する。

【K P I】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上

実施結果

◆ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 **11.7%**

令和4年度健診分（令和4年10月～令和5年9月勧奨通知発送）

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、18,634名に対して文書による受診勧奨を実施した。
更に、上記のうち未受診者および未回答の16,781名に対して、外部委託により電話勧奨を実施した結果、勧奨後3か月以内に2,183人が受診した。
- 糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和5年度は前年度に引き続いて福岡市・糸島市・粕屋地区・筑紫地区において実施した。対象者960名に対し参加勧奨、71名がプログラムを開始した。

今後の見通し

- 未治療者に対する早期受診勧奨について、令和6年度よりKPIの指標が変更されることから、健診機関における受診勧奨をより強化する。また、令和5年度に引き続き外部委託による文書勧奨・電話勧奨の実施に加え、協会保健師による架電受診勧奨を実施する。
- 糖尿病性腎症重症化予防について、令和5年度事業と並行してプログラム参加者の個別ケースを検証し、より効果的な事業を推進する。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨では、本部の一次勧奨後、文書及び架電による再勧奨を実施した。勧奨後3か月以内の医療機関の受診割合について、前年度より受診率は下がっており、KPIの達成には至らなかった。しかしながら、全国順位は上昇（令和4年度：8位→令和5年度：5位）した。糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和4年度に引き続き福岡市・糸島市・粕屋地区・筑紫地区においてプログラムを推進した。

自己評価：B

4-3. コラボヘルスの推進

【事業内容】

- 各種広報媒体を活用した「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の拡大により、事業所における健康づくりの取組の推進を図る。
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。（アドバイザー派遣、健康づくり優良事業所（ゴールド）認定等）

【K P I】健康宣言事業所数 4,370事業所以上

実施結果

◆ 健康宣言事業所数 4,677事業所

- 健康宣言事業所を獲得するために、広報誌等を活用した周知広報、文書勸奨および生命保険会社との連携を行うとともに、経済団体主催のセミナーへ登壇し、健康宣言事業所及び基本モデルの普及・推進を行った。
- 県と連携した健康づくり実践アドバイザーの派遣を618事業所（対前年比+252件）へ行い、取組の質の向上を図った。
- 各種業界団体（トラック協会・タクシー協会・バス協会）へ働きかけを行い、会員事業所への健康づくりの取組にかかる広報を行った。
- 令和5年度健康づくり優良事業所として、787事業所（対前年比+178件）を認定した。（うちゴールド認定は83事業所 対前年比-24件）
- 日本健康会議（経産省事務局）の健康経営優良法人2024として、425事業所が認定された。（対前年比+70件）
また、健康経営優良法人認定事務局主催の健康経営セミナーに登壇し、健康宣言の募集及び周知広報を行った。
- 健康宣言事業所の喫煙者を対象に禁煙支援プログラムを提供。当初の目標値（100名参加）を大幅に下回ったが、12名がプログラムに参加し、プログラム終了時に4名が禁煙に成功した。

今後の見通し

- 各種広報媒体を通じた周知広報や生命保険会社と連携を行うとともに、経済団体及び業界団体との連携の強化、顔の見える関係性の構築に努め、健康宣言事業所の拡大・取組の質の向上を図る。
- 各種広報媒体や健康づくり実践アドバイザーを活用し、協会けんぽの基本モデルの普及促進を図る。
- 禁煙支援プログラムの募集・登録期間の見直し、及び禁煙勸奨通知を計画的に実施し、福岡県の健康課題である禁煙対策を推進する。

健康宣言事業所を獲得するために、広報誌・メルマガによる周知広報や、事業所カルテを活用した文書勸奨、及び生命保険会社との連携による登録勸奨等を積極的に行いK P Iを達成した。また、健康づくり実践アドバイザーの派遣、経済団体主催のセミナー登壇等を通じて、健康づくりの質の向上を図るための取組と基本モデルの普及を促進した。

自己評価：B

5. 医薬品の適正使用を通じた医療費適正化

【事業内容】

- ジェネリック医薬品の使用促進
 - ・ 加入者を対象に、ジェネリック医薬品軽減額通知を送付し、後発品への切り替え促進を図る。
 - ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
 - ・ 医療機関・調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる情報提供を実施する。

【K P I】福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を82.7%以上（令和5年度末時点）

◆ 令和6年2月の使用割合 84.7%

- ジェネリック医薬品軽減額通知を令和5年8月に約9.1万件、令和6年2月に約12.1万件を送付した。
- 事業所への文書・電話勧奨（外部委託）等により、ジェネリック希望シールの普及促進を実施した。（文書：800事業所、電話：738事業所）
また、コールセンターからの申請書送付時、新規適用事業所への健康保険委員文書勧奨時にも希望シールを同封し、普及促進を実施した。
【ジェネリック希望シール配付数（累計）ソフトバンク版：31,041枚、アビスパ福岡版：14,402枚、ギラヴァンツ北九州版：9,000枚】
- 支部使用割合に対しマイナスの影響度が大きい医療機関・調剤薬局へ「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」（※1）を送付した。
（医療機関232件、調剤薬局226件）（※1）対象機関のジェネリック医薬品処方状況等、医薬品実績リスト
- 令和6年度パイロット事業「バイオシミラー情報提供ツールを活用した医療機関へのアプローチ事業」の実施に向けて、講習会等を通じてバイオシミラーに関する情報収集を行った。

- 医療機関のバイオシミラー使用状況のデータ分析を進め、二次医療圏ごとでアプローチを行う医療機関を選定する。
- 医療機関・調剤薬局に対して、ジェネリック医薬品に関するお知らせを送付し、ジェネリック医薬品への切替えの促進に資する情報提供を行う。
- 数量ベースでのジェネリック医薬品使用割合の伸びは鈍化しており、国の副次目標（2029年度末までに金額ベースでのシェア率を65%以上とする）及び供給状況の動向について注視し、使用促進を実施する。

ジェネリック医薬品使用割合の向上に向けて、健康保険委員の文書勧奨等を通じて加入者・事業主を対象としたジェネリック希望シールの普及を促進した。また、加入者へのジェネリック医薬品軽減額通知の実施、医療機関・調剤薬局へのジェネリック医薬品に関するお知らせを送付し、K P Iを達成する見込みである。

自己評価：A

6. 加入者等の理解促進（広報活動）

【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
 - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
 - ・メールマガジン
 - ・ホームページ
- メールマガジン登録者数の拡大を図る。（登録者数12,500人以上）
- インセンティブ制度について、取組結果・保険料率への影響等情報提供し、健診受診率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。
- 将来の健康保険制度を担う次世代層の小学5年生及び中学2年生（福岡県内）を対象に、家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の健康づくりや医療費適正化にかかる意識の向上を図ることを目的に、医療費の仕組みや健康づくりをテーマにした「かべ新聞コンクール」を実施する。

実施結果

◆ メルマガ登録者数 12,849人

- 各種広報媒体・本部作成のリーフレット・ガイドブック等を活用し、「マイナ保険証の利用促進、更なる保健事業の充実、保険料率（インセンティブ制度等）、コラボヘルス、健診・保健指導、上手な医療のかかり方等」を主な広報テーマとして重点的に情報を発信した。
- インセンティブ制度専用チラシ等を活用し、令和4年度の実施結果（福岡支部は6位）や保険料率への影響等について丁寧に説明することで、各指標の実績向上に向け、制度に対する加入者の理解促進や協力依頼を積極的に実施した。
- 第4回健康かべ新聞コンクールの実施（対象は県内の小学5年生（約46,000名）・中学2年生（約44,000名） 計約90,000名）
[応募総数] 3,007件（小学5年生1,890件・中学2年生1,117件）（対前年比-1,776件）
[アンケート回答数] 2,254件（回答率：小学5年生76.2%、中学2年生72.9%）

今後の見通し

- 第6期アクションプランに基づく、令和6年度広報の重点項目について積極的に広報する。
「マイナンバーカードと保険証の一体化、健康づくりサイクルの定着、保険料率（インセンティブ制度）、コラボヘルス等」
- 本部において作成した全支部共通広報資材（リーフレット、動画等）を積極的に活用した広報を実施する。
- 令和6年度 第5回健康かべ新聞コンクールは、引き続き、県内の小学5年生及び中学2年生を対象として実施する。

計画的に、各種広報媒体を活用した制度周知、健康情報を発信した。また、保険料率にかかるインセンティブ制度について、専用チラシを作成・配付し、より重点的な広報を実施した。「かべ新聞コンクール」については、応募数は昨年度を下回る結果となったが、作品やアンケート結果から、家族へのインタビューなど家族と一緒に作成し、新たな知識の習得や自分や家族の健康について考える機会となったことがうかがえた。

自己評価：B

7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報誌の発行を通して制度周知を図る。
- 健康保険委員未委嘱事業所への、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を57.0%以上

◆ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 58.3%

- 健康保険委員の各種勧奨を通じ、年度末の健康保険委員委嘱者数は18,810名（前年度比+4,931名）
 - ・ 文書勧奨（新適事業所／4,315件、既存事業所／41,068件実施）
 - ・ 電話勧奨（委託：被保険者15～299人の3,223事業所）
 - ・ 訪問勧奨（委託：被保険者15～299人の360事業所）
- 労働局等と共同で「メンタルヘルス対策セミナー」を県内4会場及びオンラインで開催（7～8月）（計1,104名出席）
- 実務研修会「健康保険委員研修会」を、基礎編および応用編に分けて県内4会場で計8回開催（9～11月）（計314名出席）
※ホームページでYouTube動画掲載（11月）
- 専用広報紙「KENPO'S通信」を発行（計5回）し、制度周知及び健康情報等を発信した。
- 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、57名の方々を表彰した。

- 引き続き、各種広報媒体を活用した健康保険委員の委嘱拡大を推進し、加入者等の理解促進につなげる。
- 実務研修会「健康保険委員研修会」や労働局等との共同での「メンタルヘルス対策セミナー」など、引き続き健康保険委員のニーズを踏まえた研修会を実施するとともに、研修会を通じて資格情報のお知らせやマイナ保険証の利用促進にかかる周知広報を行う。
- 専用広報誌を活用し、健康保険委員へ積極的な情報発信を行い、加入者等の理解促進につなげる。

全被保険者数に占める健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合を拡大するため、文書・電話・訪問勧奨（職員・外部委託）を積極的に実施し、K P I を達成した。また、実務研修会「健康保険委員研修会」は、講義内容を基礎編と応用編に分けて8回開催し、より効果的・効率的な情報提供を実施した。

自己評価：A

8. 地域の医療提供体制への働きかけ

【事業内容】

- 地域医療構想調整会議の場において、協会における医療データ等の分析結果や国、県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

実施結果

◆ 医療データ等を活用した意見発信あり

- 「朝倉」区域の地域医療構想調整会議において、消防庁「令和4年中の救急出動件数」等のデータを踏まえると、医師の働き方改革も相まって、近い将来小児救急医療のひっ迫が懸念されることから、医師の確保や連携体制の構築等、県民である加入者が安心して医療を受けることができるよう医療提供体制の整備を図るべきである旨の意見発信を行った。
- 第4期医療費適正化計画策定に係る会議において、特定健診実施率の向上や禁煙対策の推進について提言するほか、ジェネリック医薬品使用促進協議会では、協議会としてバイオシミラーの使用促進において医師への情報周知や働きかけを行うよう、提言を行った。

今後の見通し

- 地域医療構想調整会議の動向を注視しつつ、地域医療構想の実現の円滑化に向けて医療データ等を活用した意見発信を実施する。
- 国保運営協議会等では、引き続き加入者視点に立ち、健診・保健指導の推進やジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進など医療費適正化の取組の推進について意見発信を行う。

地域医療構想調整会議や医療費適正化計画策定の場において、保険者の立場から加入者視点に立って、データを活用した意見を発信することができた。

自己評価：B